平成２６年（フ）第６６４０号
東京都大田区中央１丁目５―12―105
債務者　立石　富男
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６４２号
千葉県四街道市鹿渡796―102
債務者　佐々木孝志
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６４６号
神奈川県鎌倉市材木座４丁目５－２
債務者　吾妻　明寛
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６４７号
神奈川県鎌倉市材木座４丁目５－２
債務者　寺嶋　敦子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６４８号
千葉県市原市島野1803―11
債務者　山田真由美（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６４９号
東京都世田谷区宮坂３丁目25―13―107
債務者　有馬　隼人
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６５２号
埼玉県川口市芝東町２－１
債務者　入江　秀明
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６５４号
東京都練馬区貫井２丁目５－３―106
債務者　松尾恵美子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６５５号
東京都品川区中延２丁目14―17―102
債務者　黒沢　　功
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６６０号
神奈川県横浜市南区井土ケ谷中町77―101
債務者　岩崎　　亘
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６６２号
東京都墨田区緑４丁目36―６―906
債務者　山本　喜隆
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６６８号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目725―８―Ａ―102
債務者　武藤　博美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６７０号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目45―21―105
債務者　小野　　勝
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９８号
横浜市鶴見区駒岡５丁目21番９号　たかのアパート203
債務者　石川　　昇
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５１号
東京都町田市成瀬1152番地２都営成瀬５―1008
債務者　山本　裕充
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部